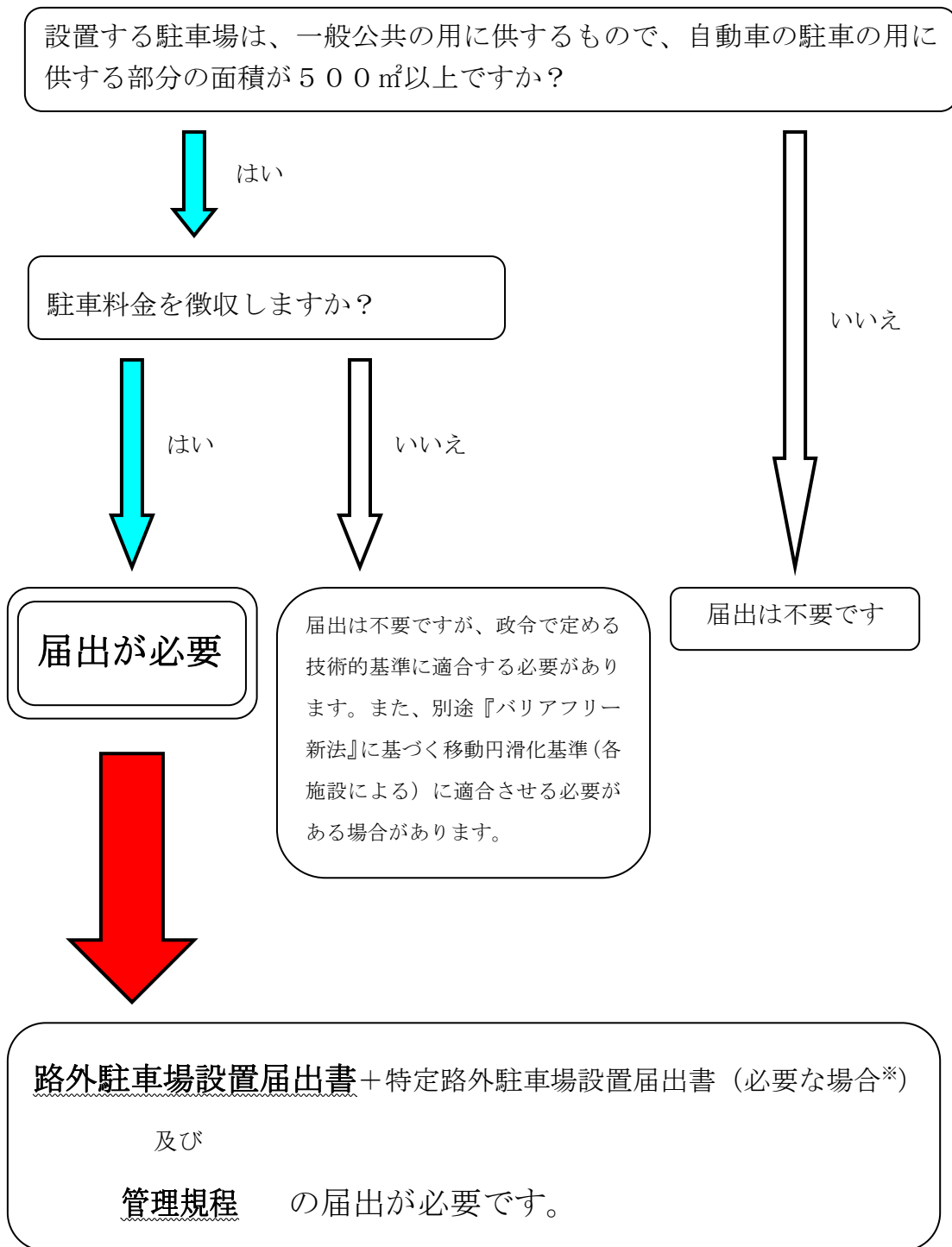


駐車場に関する届出について

『駐車場法 及び 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)』

はじめに

<駐車場の設置に係る届出フロー図>



※P3に記載の、バリアフリー新法に基づく届出を必要とする駐車場の要件に全て適合する場合、特定路外駐車場設置届出書も必要となります。

1. 駐車場法の趣旨（路外駐車場設置の届出）

都市計画区域内に設置されている路外駐車場の整備量は、増大する駐車需要に対して十分ではなく、大都市のみならず、地方都市においても駐車場不足が解消されていない状況にある。このため、引き続き、路外駐車場の整備を促進するため、路外駐車場の設置に際して障害となるべき事項を極力解消するとともに、料金を徴収するものについて、多数の利用者が安心して自動車の保管を寄託できるように、駐車料金の適正化を図り、また、駐車場利用者或いは保管を寄託された自動車に対する路外駐車場管理者の責任を明確にすることが必要である。即ち、路外駐車場の設置に対して、一般的禁止を前提とする許可制をとることは適當ではないが、料金の適正化及び路外駐車場管理者の責務の明確化とこれに伴う監督の必要性に鑑み、どこにどのような規模、構造及び設備等の路外駐車場が設置されるかを行政機関が把握することのできるような処置を講ずる必要がある。このような、必要性に対応するため、都市計画区域内において有料の路外駐車場を設置する者に対し、都道府県知事または、指定都市及び中核市の長への事前の届出義務を課すことにし、届出事項を変更しようとするときも、同様に都道府県知事に届けなければならない旨を規定している。

平成24年度より、岐阜県事務処理の特例（権限委譲）により上記都道府県知事の部分については、羽島市長と読み替える。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下『バリアフリー新法』

という。）の概要

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めている。また、この法律で規定された特定路外駐車場を設置する場合は届出が必要となります。（特定路外駐車場の詳細については、次頁）

3. 届出を必要とする路外駐車場について（駐車場法）

駐車場法に基づく届出を必要とする駐車場は、路外駐車場で下記1～3の要件すべてに適合するもの。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 都市計画区域内に設置するもの（羽島市全域が都市計画区域）2. 自動車の駐車に供する部分の面積が <u>500㎡</u>以上のもの3. 駐車料金を徴収するもの（時間貸し、半日貸し等）※ |
|--|

※ 月極駐車場は対象外（ただし、時間貸しと月極を併用する駐車場の場合は、時間貸し等の部分が500㎡以上の場合は届出が必要となる。）

- ・専用駐車場（百貨店等店舗、病院等）については、顧客以外の利用が明らかに制限されているものは届出の対象外となる。

●路外駐車場とは

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供するもの。

一般公共の用に供するもの・・・一般不特定多数の者が駐車場管理者が定める管理規程に基づく営業時間内において、自由にこれをしようできる状態にあるもので、特定の者の利用を拒むことはできないもの。

4. 届出を必要とする路外駐車場について（バリアフリー新法）

バリアフリー新法に基づく届出を必要とする駐車場（以下、『特定路外駐車場』という。）は、下記の1～3の要件すべてに適合するもの。

1. 駐車場法に規定する路外駐車場（道路法に規定する自動車駐車場^{※1}、都市公園法に規定する公園施設^{※2}、建築物、建築物特定施設^{※3}であるものを除く）
2. 自動車の駐車に供する部分の面積が500㎡以上のもの
3. 駐車料金を徴収するもの（時間貸し、半日貸し等）

※1 道路上に、又は道路に接して道路管理者が設ける自動車駐車場（道路法第2条第2項第6号）

※2 都市公園の効用を全うするため都市公園に設けられる駐車場（都市公園法第2条第2項）

※3 建築基準法に規定する建築物、建築物に付属する駐車場

5. 駐車場法に基づく届出とバリアフリー新法に基づく届出との比較

	駐車場法に基づく届出	バリアフリー新法に基づく届出
届出の対象となる駐車場 (右記すべてに該当する駐車場)	都市計画区域内	都市計画区域内外とも
	路外駐車場	
	駐車に供する部分の面積が500㎡以上	
	駐車料金を徴収するもの	
	建築物を含む	建築物以外のもの

6. 路外駐車場設置の届出等に関する必要書類

路外駐車場の設置、変更、休止、再開、廃止、などに際しては届出が必要です。(駐車場法第12条～14条)

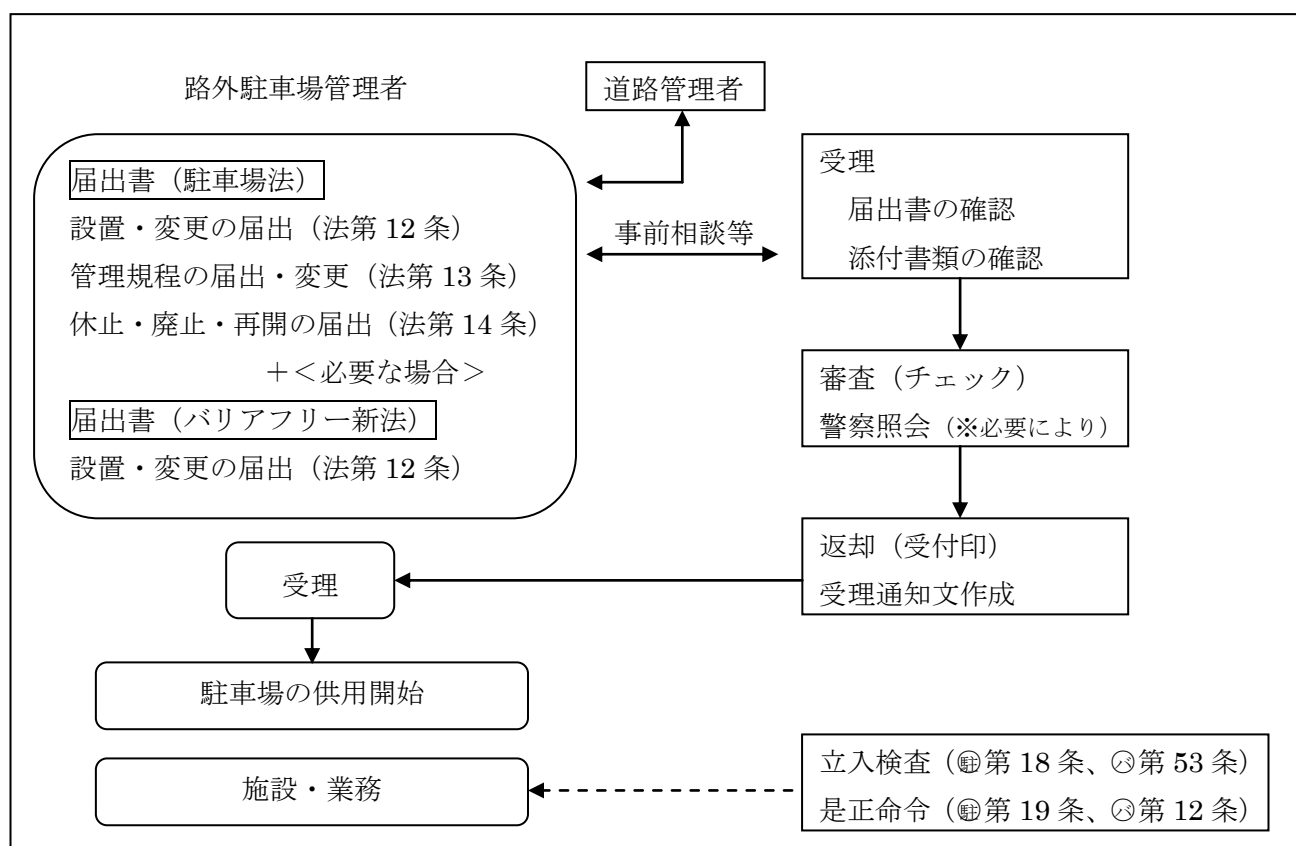
様式、必要書類、添付書類、届出時期等は以下のとおりです。

	必要書類	添付書類	届出時期	根拠法
1	路外駐車場設置(変更)届出書 (様式1)	別表1	工事着手前	駐車場法第12条
2	特定路外駐車場設置(変更)届出書(様式2)	—	様式1に添付	バリアフリー新法第12条
3	管理規程(変更)届出書 (様式3)	別表2	供用・変更後10日以内	駐車場法第13条
4	路外駐車場廃止届出書 (様式4)	別表3	廃止後10日以内	駐車場法第14条
5	路外駐車場休止届出書 (様式5)	別表3	休止後10日以内	駐車場法第14条
6	路外駐車場再開届出書 (様式6)	別表3	再開後10日以内	駐車場法第14条

・提出様式は縦A4版を原則とし、提出部数は2部とします。(図面関係は折りたたみ提出)

※路外駐車場設置(変更)届出書(様式1)については提出部数3部とします。

7. 路外駐車場の設置、変更等の届出事務の流れ



※市への事前相談等の前(後)に、道路管理者への協議・相談を行ってください。

別表 1

添 付 書 類	
1	路外駐車場の位置を表示した地形図（縮尺 1/10,000 以上）
2	以下の事項を表示した平面図（縮尺 1/200 以上） （1）路外駐車場の区域 （2）路外駐車場の出口及び入口 （3）自動車の車路及びその他主要な施設（料金徴収所等） （4）付近の道路ならびにその道路内の駐車場法施行令第 7 条第 1 項に規定する道路の部分（バス停、交差点、横断歩道等）及び橋
<建築物である路外駐車場の場合は、以下に示す書類もあわせて必要です>	
3	各階の平面図（縮尺 1/200 以上）
4	2 面以上の立面図（縮尺 1/200 以上）
5	2 面以上の断面図（縮尺 1/200 以上）
6	建築確認通知書の写し
7	屈曲部、傾斜部の詳細図（縮尺 1/200 以上）
<機械式駐車装置の場合、以下に示す書類もあわせて必要です>	
8	大臣認定書の写し
9	仕様図又は全体組立図

※届出様式に上記書類を添付し、計 3 部提出をお願いします

別表 2

添 付 書 類	
1	駐車場管理規程 管理規程に定める事項 ・路外駐車場の名称 ・路外駐車場管理者の氏名及び住所 ・路外駐車場の供用時間に関する事項 ・駐車料金に関する事項 ・路外駐車場の供用契約に関する事項 等
2	建築検査済証の写し

※届出様式に上記書類を添付し、計 2 部提出をお願いします

別表 3

添 付 書 類	
1	地形図（縮尺 1/10,000 以上） ※休止、廃止、再開する部分を明示すること
2	平面図（縮尺 1/200 以上） ※休止、廃止、再開する部分を明示すること

※届出様式に上記書類を添付し、計 2 部提出をお願いします

8.届出上の留意点（路外駐車場の技術的基準）

路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上あるものの構造及び設備は、建築基準法その他法令の規定がある場合はそれらの規定によるほか、駐車場法施行令に示す技術的基準によらなければなりません。

■駐車場法施行令に示す技術的基準（第7条～第17条 抜粋（ただし、第16条を除く））

（自動車の出口及び入口に関する技術的基準）

第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。

イ 道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分

【道路交通法第44条各号】

- ①交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- ②交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分
- ③横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分
- ④安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分
- ⑤乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）
- ⑥踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

ロ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から五メートル以内の道路の部分

ハ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。）

ニ 橋

ホ 幅員が六メートル未満の道路

ヘ 縦断勾配が十パーセントを超える道路

二 路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

三 自動車の駐車のために供する部分の面積が六千平方メートル以上の路外駐車場にあつては、縁石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って十メートル以上とすること。

四 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、一・五メートル以上とすること。

五 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上一・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。)の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分(特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。)一・三メートル

ロ その他の路外駐車場又はその部分二メートル

六 縦断勾配が十パーセントを超える道路

2 前項第一号の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分(当該道路又はその部分以外の同号イからへまでに掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。)に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

一 前項第一号イに掲げる道路の部分のうち、次に掲げるもの

イ 交差点の側端又はそこから五メートル以内の道路の部分

ロ トンネル

二 橋

3 国土交通大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、自動車の出口又は入口を同項第一号イに掲げる道路の部分に設ける場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、その他の場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項第二号から第五号までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口(出口付近を含む。)又は入口については、適用しない。

(車路に関する技術的基準)

第八条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち車路に関するものは、次のとおりとする。

一 自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。

二 自動車の車路の幅員は、イからへまでに掲げる自動車の車路又はその部分の区分に応じ、当該イからへまでに定める幅員とすること。

イ 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分 二・七五メートル(前条第一項第五号イに掲げる路外駐車場又はその部分(以下この条において「自動二輪車専用駐車場」という。))の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、一・七五メートル)以上

ロ 一方通行の自動車の車路又はその部分(イに掲げる車路の部分を除く。) 三・五メートル(自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、二・二五メートル)以上

ハ その他の自動車の車路又はその部分 五・五メートル(自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、三・五メートル)以上

三 建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)である路外駐車場の自動車の車路にあつては、次のいずれにも適合する構造とすること。

イ はり下の高さは、二・三メートル以上であること。

ロ 屈曲部(ターンテーブルが設けられているものを除く。以下同じ。)は、自動車を五メートル以上の内法半径で回転させることができる構造(自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあつては、特定自動二輪車を三メートル以上の内法半径で回転させることができる構造)であること。

ハ 傾斜部の縦断勾配は、十七パーセントを超えないこと。

ニ 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(駐車の用に供する部分の高さ)

第九条 建築物である路外駐車場の自動車の駐車の用に供する部分のはり下の高さは、二・一メートル以上でなければならない。

(避難階段)

第十条 建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設けるときは、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項若しくは第二項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない。

(防火区画)

第十一条 建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合においては、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造(建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。)の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備をいう。)によつて区画しなければならない。

(換気装置)

第十二条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積一平方メートルにつき毎時十四立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。

ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない。

(照明装置)

第十三条 建築物である路外駐車場には、次の各号に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない。

- 一 自動車の車路の路面 十ルクス以上
- 二 自動車の駐車のに供する部分の床面 二ルクス以上

(警報装置)

第十四条 建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。

(特殊な装置)

第十五条 この節の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

(供用時間等の明示)

第十七条 法第十二条に規定する路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。

■ バリアフリー新法による基準適合義務

バリアフリー新法の施行に伴い、特定路外駐車場を設置するときは、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令に適合させる必要があります。

■ 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（第2条～第4条 抜粋）

(路外駐車場車いす使用者用駐車施設)

第二条 特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

三 次条第一項に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(路外駐車場移動等円滑化経路)

第三条 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。

2 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

二 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

三 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

四 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾配が二十分の一を超えるものに限る。)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

ニ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(特殊の装置)

第四条 前二条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前二条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

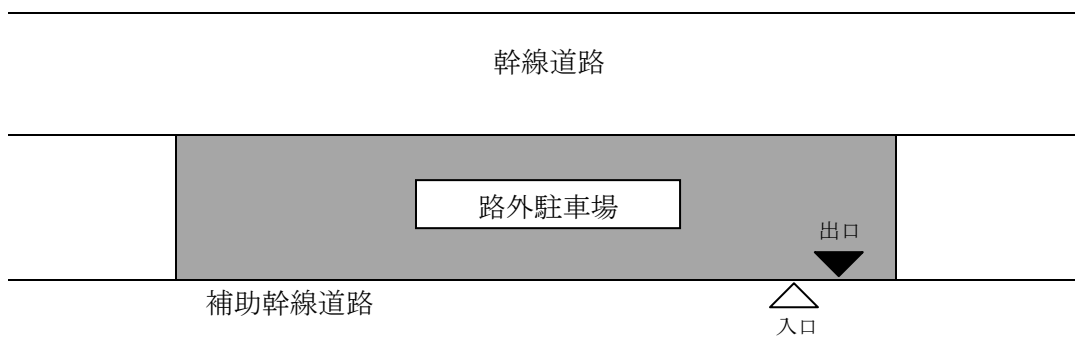
□駐車場法施行令に示す技術的基準（図例・一部）

（第7条第1項第2号関連）

路外駐車場の前面道路が2以上ある場合の自動車の出入口について

路外駐車場の前面道路が2以上ある場合、原則として自動車交通に支障を及ぼす恐れのない道路へ設けることが求められる。（歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれがあるなど特別な理由があるときは例外）

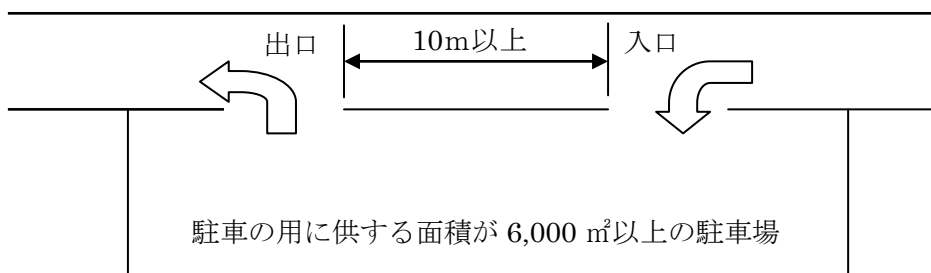
例えば、幹線道路と補助幹線道路に囲まれた敷地にあつては、原則として補助幹線道路に出入口を設けなければなりません。



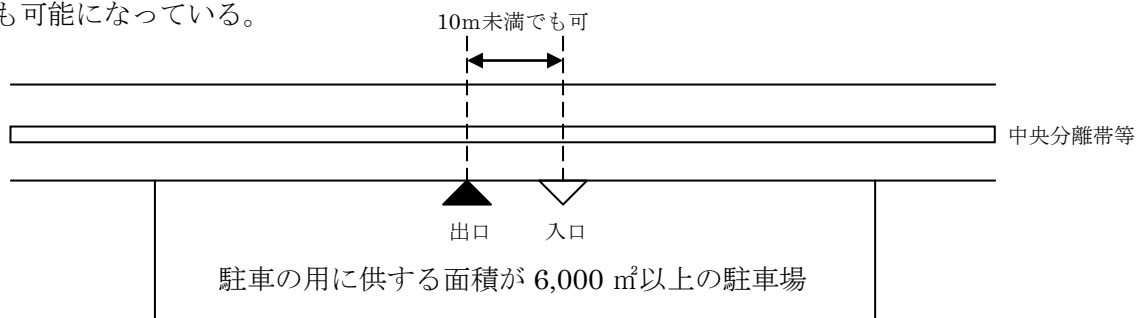
（第7条第1項第3号関係）

自動車の駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の路外駐車場出入口

自動車の駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合は、出口と入口を分離し、かつ10m以上の間隔を確保すること。



ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは出口と入口との間隔を10m以内にすることも可能になっている。

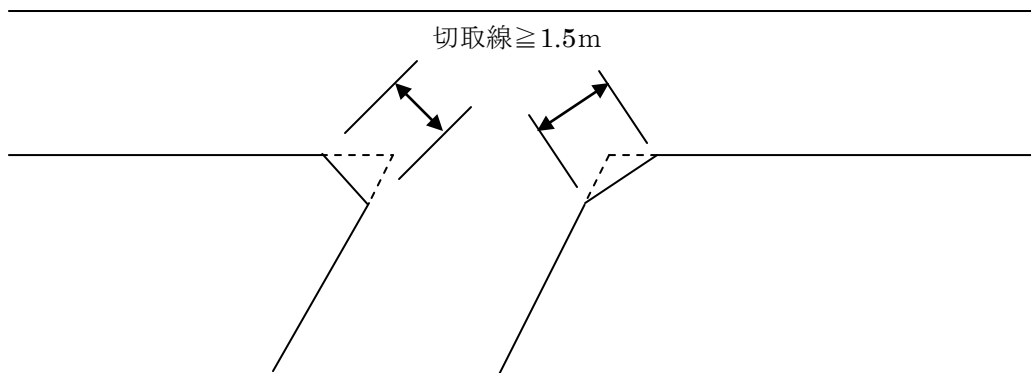


(第7条第1項第4号関係)

自動車の出口及び入口において自動車の回転を要する出入口

自動車の回転を容易にするため必要があるときは、すみ切りの設置が必要になる。この場合、切取と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5m以上とすること。

条文にはないが、車路は前面道路に直角に設置することが当然のことながら望ましい。



(第7条第1項第5号関係)

自動車の出口付近の構造

出口付近の構造は2m [1.3m] 後退した車路の中心線上1.4mの高さにおいて、左右それぞれ60度以上の範囲内が確認できる視界を確保すること。([] 書きは自動二輪専用駐車場の場合の数値)

